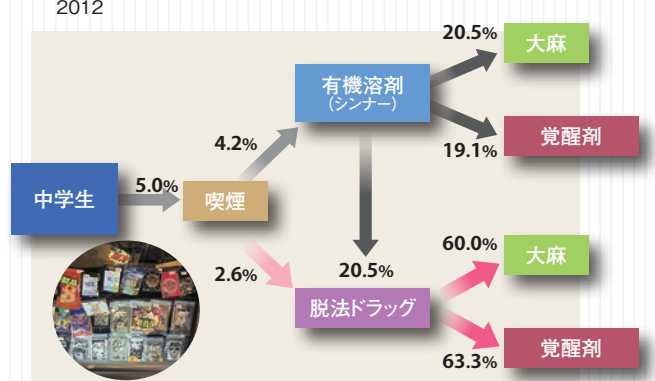


然、薬物を乱用するようなケースは少ない模様です。多くの場合、薬物を乱用する前に喫煙や問題性の高い飲酒が認められます。中学生の脱法ドラッグの経験率は、喫煙未経験者では0.1%に過ぎませんが、喫煙経験者では2%強と未経験者の20倍以上に上ります【③】。また、大人のいない場面の飲酒経験者は非経験者と比べて薬物乱用経験率が数倍になりました。さらに、脱法ドラッグについては、未経験者は大麻や覚醒剤の経験率が0.1%程度に過ぎませんが、経験者はそれらが60%程度を示しました【④】。喫煙や飲酒は薬物乱用の入り口であることが示唆されます。和田部長は調査結果を踏まえ、中学生が薬物乱用に至る主な過程を【⑤】のようにまとめています。これを見ると、乱用防止には何よりも喫煙、飲酒の防止が必要であることが分かります。

防止のための包括的対策

覚醒剤の再犯率が6割に上るなど、薬物の依存性は非常に厄介な問題です。薬物乱用防止は警察や教育だけに任せられるものではありません。乱用経験者の回復や社会復帰の支援、国際的な連携や協力など、包括的

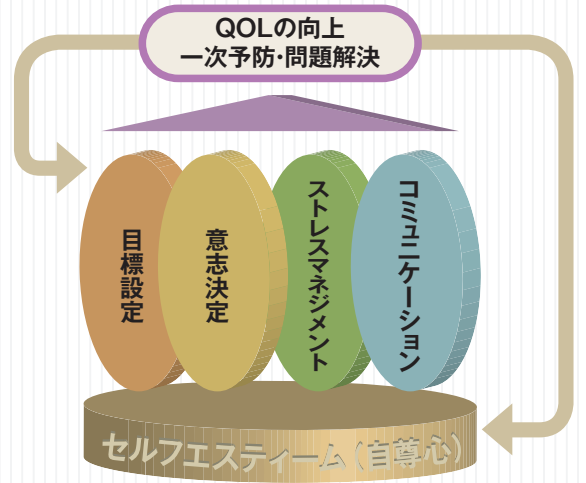
⑤ 有機溶剤乱用と脱法ドラッグ乱用経験が持つ意味



平成26年度文部科学省補助事業(公財)日本学校保健会「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料」研修会(平成26年8月19日)資料(独)国立精神・神経医療研究センター 和田清作成
脱法ドラッグの写真提供: 近畿厚生局麻薬取締部神戸分室

⑥ 5つのライフスキルの関係

JKYB研究会、2000より。一部改変



⑦ 薬物乱用防止啓発DVD (高校生用)

文部科学省



⑧ 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料

(公財)日本学校保健会



継続的な対策が必要です。日本では10(1998)年に薬物乱用防止五年戦略を定めて以降、5年ごとに状況を踏まえながら内容を改訂し、それを基本方針として教育や警察、法令、業務、保健医療等の諸機関が連携して具体策を進めています。

防止教育に必要な内容とは

防止教育は五か年戦略の第一に取り上げられており、大きな期待が寄せられています。防止教育には「体育」や「保健体育」での保健学習のほか、学校薬剤師や学校医、麻薬取締官

など外の専門家による講演会、学級活動などがあります。その内容はさまざまですが、まずは心身への有害性や社会への悪影響、中学生や高校生には薬物乱用開始の背景や要因、防止対策などの知識が挙げられます。危険を避け健康を重視する価値観や規範意識を育てる必要もあります。加えて、一般的な課題や特定の課題に対する対処能力の育成も求められます。具体的には意志決定やコミュニケーションなどの能力、仲間からの誘いを拒否する能力、酒などの宣伝に対する批判的思考力などです。そのうち、一般的な課題への対処に

必要な能力はライフスキルと呼ばれています。WHOによれば、ライフスキルは「日常生活で生じるさまざまな問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な心理社会的能力」とされています。ライフスキルとしては先に挙げた以外に、目標設定やストレス対処などのスキルも含まれます【⑥】。またそれらのライフスキルの基盤として自尊心の形成も重視されています。喫煙、飲酒、薬物乱用の防止には各健康課題に応じた健康教育と、一般的な対処能力であるライフスキルの育成を併せて行うことが有効です。兵庫県内では、姫路市の小

中学校が市教育委員会の支援の下、ライフスキル教育に取り組んでいます。文部科学省や(公財)日本学校保健会では防止教育を推進するため、DVDや冊子等の教材、指導者用参考資料などを作成し、全国の小・中・高等学校に配布しています【⑦⑧】。これらの教材や指導参考資料にはライフスキルが多く取り上げられています。一度ご覧になればいかがでしょうか。

*今年7月、警察庁および厚生労働省は脱法ドラッグ等の危険性を明確にするため、呼称を「危険ドラッグ」に改めました。

薬物乱用防止のために 教育は何かができるか

薬物乱用は本人の心身にとどまらず、事件や事故、密売組織の台頭など社会にも深刻な悪影響をもたらします。薬物乱用防止のためには包括的な対策が必要であり、とりわけ教育は重要な役割を担っています。しかし、薬物乱用の有害性を強調したり脅したりするだけでは効果は期待できません。実態を踏まえ、効果的な防止教育について考えていきましょう。



にし おか のぶ き
西岡伸紀

学校心理・発達健康教育コース教授

薬物乱用の現状

いずれかの経験率は10（1998）年ごろをピークに減少傾向にあり、最新の24（2012）年では男子は1%程度、女子は0.6%程度です【①②】。経験

率の低下には防止教育や法令の整備、取り締まりなどの対策が貢献していると考えられます。しかし、楽観はできません。最新

の調査で初めて対象となった脱法ドラッグの経験率は、大麻や覚醒剤と同程度に達しており、大いに注意すべき

喫煙や飲酒との 関連性

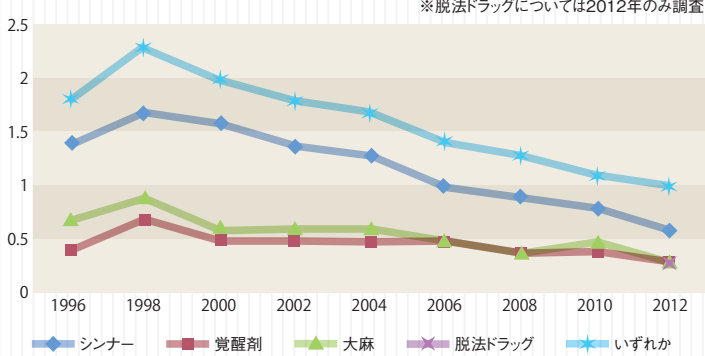
今まで問題のなかつた青少年が突

青少年の 薬物乱用の実態

最近、脱法ドラッグによる事故や事件、有名人による薬物乱用、危険ドラッグへの呼称変更などで薬物が注目されています。薬物乱用は重大な問題ですが、青少年の薬物乱用の経験率は低下傾向にあります。平成8（1996）年以降、全国調査を基に中学生の薬物乱用行動を定期的に調べている（独）国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の和田清葉物依存研究部長によれば、大麻や覚醒剤シンナー、脱法ドラッグ等のい

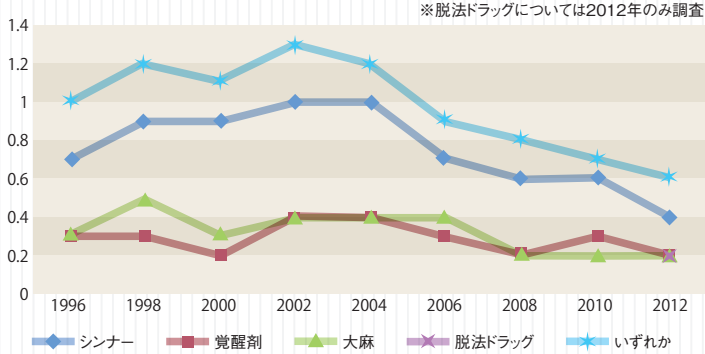
①中学生（男子）の薬物乱用経験率の推移

%、和田清他、2013



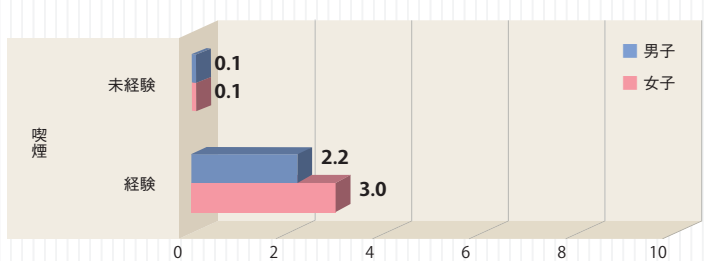
②中学生（女子）の薬物乱用経験率の推移

%、和田清他、2013



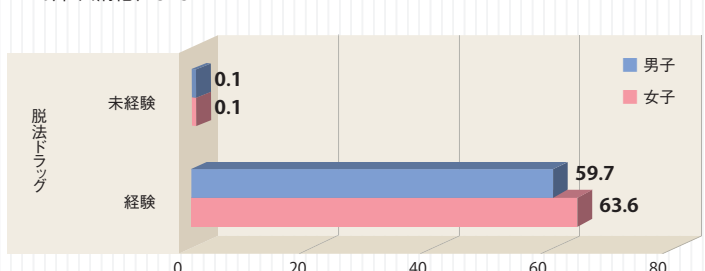
③中学生の喫煙経験と脱法ドラッグ経験の関連

%、和田清他、2013



④中学生の脱法ドラッグ経験と大麻経験の関連

%、和田清他、2013



薬物乱用防止教育の主なポイント

「薬物乱用防止教室マニュアル(改訂)」(公財)日本学校保健会より



【必要な内容】

- ① 薬物乱用は限られた人や特別な場合の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る問題であることを明確に述べること
- ② 乱用される薬物は使用することはもちろん、「所持することも禁止されている」という曖昧さのないメッセージを必ず含んでいること
- ③ 講師が伝えたい内容で一方的に構成するのではなく、児童生徒の興味・関心や理解力など、発育・発達段階に十分考慮した内容や指導方法であること
- ④ 害や怖さのみを強調するのではなく、「薬物等の誘惑に負けない気持ちを持つことが充実した人生につながる」という積極的なメッセージを含むこと
- ⑤ 児童生徒がおかれている地域や家庭環境を非難したり、酒やたばこを販売する職業を悪と決めつけたりしないこと

【不適切な情報】

- ① 薬物乱用に関する行動について、言い訳や口実を与えるような情報
- ② 乱用される薬物の入手方法や使用方法を教えるような情報
- ③ 薬物乱用者や薬物依存の患者の治療、更生、社会復帰のための情報※薬物乱用を経験したタレント等が自らの更生を語る内容のビデオ教材など、第2次・第3次予防のための教材は児童生徒に薬物依存から簡単に抜け出せるというイメージを与える危険性があるので、第1次予防を主とする学校の薬物乱用防止教育では取り扱いに注意が必要
- ④ 「ソフトドラッグ」や「薬物乱用とは何回も繰り返し薬物を使用することである」など、誤解を招く可能性のある情報
- ⑤ 「薬物を使用するか否かは本人(子ども)自身が決めることである」といった表現が使われている情報

危険性を将来教員となる学生により周知し、その怖さを子どもたちに伝えることの方が効果的ではないか」との意見で一致しました。

早速、昨年7月に試みとして学部3年生を対象とした授業で麻薬取締官をゲストティーチャーとして講義に招きました。さらに、大学院の講義「学校保健研究」において講義をしていただくとともに、9月には麻薬取締部の施設見学を実施しました。本年度は、学部1年生を対象に喫緊の課題となっている危険ドラッグを含めた薬物乱用の危険性について、現実には起きている事例を中心に講義をしていただきました。

学生は、小・中・高等学校の授業で薬物乱用の危険性については学習していますが、今回の講義で、リアルに身近で起きていることやその危険性について再認識できたようです。麻薬取締官に相談ができることなど、今後の教員生活に生かしていきたい情報があつたという声が多く寄せられました。

麻薬取締官が日頃の業務の中で目の当たりにしてきた薬物乱用者を減らすためには、将来教員となる教員養成系大学に通う学生がキーパーソンとなるという考えの下、こうした取り組みを今後も積極的に進めていこうと考えています。

入念な打ち合わせが不可欠です。また、薬物乱用経験者を講師として迎える場合は、薬物乱用問題の深刻な側面を軽視したり、人権を傷つけることがないように十分な配慮が必要です。

麻薬取締官との連携

麻薬取締官は、厚生労働省の地方厚生(支)局に設置されている麻薬取締部に所属しています。その職務は、刑事訴訟法に基づく特別司法警察員としての権限があり、メディアでは麻薬

と聞いただけで、入念な打ち合わせが不可欠です。また、薬物乱用経験者を講師として迎える場合は、薬物乱用問題の深刻な側面を軽視したり、人権を傷つけることがないように十分な配慮が必要です。

め、その専門性を生かし、取り締まりはいつまでもなく相談業務に至るまで幅広い分野での活動を展開しています。最近では、危険ドラッグの店舗販売に対する取り締まりで注目を浴びていますが、その人数は全国でも267人と限られています。

昨年、とある研修会がきっかけとなり、近畿厚生局麻薬取締部神戸分室の高橋正分室長と話をする機会がありました。その中で、「麻薬取締官が各学校へ出掛けて普及啓発するには人数的な限界があること」、「むしろ薬物の危

麻薬取締官が考える薬物乱用防止活動における教員養成大学との連携の重要性について

たか はしただし
高橋正さん

近畿厚生局麻薬取締部神戸分室長

危険ドラッグの乱用者は10代、20代という若年層に多く見られ、新たな薬物乱用の実態が浮き彫りとなっています。われわれ麻薬取締官も教育現場での啓発活動に力を入れてきましたが、マンパワーに限りがあり効果的なものとなっていませんでした。

このたび、兵庫教育大学に赴く機会があり、薬物乱用問題の実態に精通した教員を養成することに光を見出しました。つまり、教員が日常的に薬物乱用の真の悲惨さについて熟知し、さまざまな機会に児童生徒たちに語るこそが効果的な啓発教育になると思ったのです。

教員養成大学の学生に、麻薬取締官が体系的に乱用薬物問題の現状をタイムリーに繰り返し語り、連携していくことは、将来教育現場で教壇に立つ彼らを大いにサポートするものと、その重要性を確信しています。



↑ 本学での麻薬取締官による講義

指導には 十分な配慮が必要

政府は平成25(2013)年度から第四次薬物乱用防止五か年戦略をスタートさせ、目標1に「青少年、家庭および地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進」を掲げています。

学校においては「体育」「保健体育」はもとより、「特別活動」「総合的な学習の時間」「道徳」等の時間も活用しながら、学校教育活動全体を通して指導を行うことなどの方針が示されています。指導については家庭や地域社会との連携が不可欠であり、警察職員、麻薬取締官・員OB、学校医、学校薬剤師等との専門家の連携・協力による総合的な取り組みが必要です。

薬物等に関する専門的な知識を有する警察職員、麻薬取締官・員OB、学校医、学校薬剤師等の外部講師による指導が望ましいとされていますが、国や教育委員会等による研修を受けた薬物乱用防止教育に造詣の深い教員の活用も考えられています。

文部科学省は、全ての中・高等学校が薬物乱用防止教室を年1回は必ず実施することともに、小学校は地域の実情に応じて開催するよう努めることとしています。

薬物乱用に関する指導は方法を一つ間違えると、「寝た子を起こしてしまう」ことにつながりかねません。また、

効果的な 薬物乱用防止教室の 推進に向けて

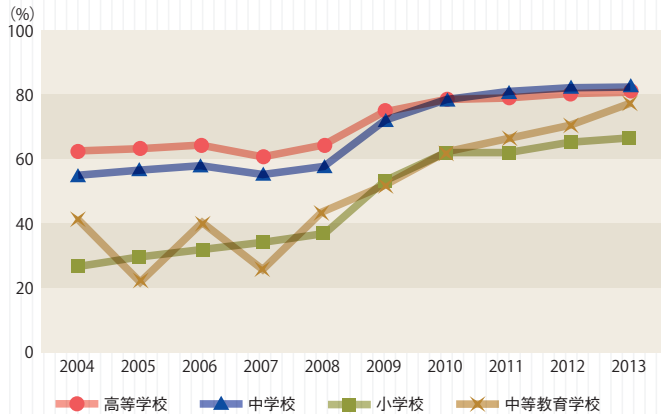
心身の発育・発達段階である青少年期は、喫煙や飲酒、薬物乱用のきっかけとなる機会が多い時期でもあり、依存状態に陥ると人格の形成が妨げられるなど、薬物等の影響が深刻なかたちで現れることがあります。従って、学校における薬物乱用防止に関する指導がきわめて重要な意味を持ちます。



きとう ひで あき
鬼頭英明

学校心理・発達健康教育コース教授

薬物乱用防止教室開催状況 文部科学省調べ



薬物乱用防止教室の内容、対象、講師の例 「薬物乱用防止教室マニュアル(改訂)」((公財)日本学校保健会より)

内容	対象	指導者
薬物乱用・依存の成り立ち		
薬物と体 薬物と乱用 薬物乱用の現状	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察官、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者など
喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響		
喫煙と健康(受動喫煙を含む) 飲酒と健康 有機溶剤(シンナー)の害 覚醒剤の害 大麻の害 薬物乱用と依存の悪循環 麻薬やその他薬物の害	小学校高学年以上 中学校以上 高等学校以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察官、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者など
薬物乱用と社会的問題		
青少年期と薬物乱用 薬物乱用者の人生 薬物関連の事件・事故	中学校以上	医師、薬剤師、研究者、青少年補導員、警察官、麻薬取締官・員OB、薬務行政の担当者、社会復帰施設職員など
薬物乱用防止の対策		
法律による規制と取り締まり 薬物乱用者・依存者の治療 薬物乱用を許さない社会づくり	中学校以上	警察官、麻薬取締官・員OB、家庭裁判所職員、保護観察官、保護司、研究者など
意思決定能力の育成		
誘いを断る 仲間のためにできること 薬に頼らない生き方 誘惑を見破る	全校種・全学年	研究者(教育学関係)、青少年補導員など